

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：須賀川地方保健環境組合

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 75.7%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 103.0%                          |
| 全職員               | 77.0%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階    | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|---------|---------------------------------|
| 所長相当職   | —                               |
| 所長補佐相当職 | —                               |
| 係長相当職   | —                               |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | —                               |
| 31～35年 | —                               |
| 26～30年 | —                               |
| 21～25年 | —                               |
| 16～20年 | —                               |
| 11～15年 | —                               |
| 6～10年  | —                               |
| 1～5年   | —                               |

#### 【説明欄】

全職員の男女比はおよそ6：4であるところ、全ての常勤女性職員が勤続年数10年以下であり、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員（本組合では、再任用職員及び会計年度任用職員が該当する。）の給与差は、本組合条例で定める職員区分毎の給料・手当の支給金額及び支給範囲の差によるものである（令和7年3月31日時点において、本組合の再任用職員は全て男性職員、会計年度任用職員は全て女性職員である）。

なお、役職段階別区分中「所長相当職」欄及び「所長補佐相当職」欄並びに勤続年数別区分中勤続年数11年以上の職員に関する欄については、上記のとおり該当する役職及び勤続年数の女性職員が、役職段階別区分中「係長相当職」欄については、男性職員がそれぞれ存在しないことから、男女の給与差は算出不可能である。

また、勤続年数別区分中「6～10年」欄については、男性2名、女性1名、同区分中「1～5年」欄については、男性1名、女性4名と、各対象者数が僅少であり、特定職員間の給与差異等が明らかになるおそれがあることから、当該箇所に係る男女の給与差は、情報公表の対象外とした。

\* 算出対象は、令和6年4月から令和7年3月までに支給された各給与である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。